

## マレーシア：為替管理制度変更（補足通達、FAQ 和訳）

～輸出代金のリングgitへの両替義務、国内取引リングgit使用義務化など～

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

マレーシア中銀は、12月2日に為替管理制度の変更を発表、12月5日より施行されました。マレーシア国内の輸出企業に対し、物品の輸出代金75%のリングgitへの両替義務付け、マレーシア国内取引におけるリングgit使用の義務化などを導入しています。

本制度変更に関するマレーシア中銀の「補足通達」と「よくある質問と回答（FAQ）」の和訳（仮訳）を掲載します。

以下、中銀の補足通達、FAQの和訳（仮訳）を掲載します。なお、FAQは随時改訂されていますので、直近の情報については、中銀サイトをご確認ください。2017年2月3日時点の掲載場所は以下の通りです。

### 補足通達

[http://www.bnm.gov.my/documents/2016/Supplementary\\_Notice\\_on\\_Foreign\\_Exchange\\_Administration\\_Rules.pdf](http://www.bnm.gov.my/documents/2016/Supplementary_Notice_on_Foreign_Exchange_Administration_Rules.pdf)

### よくある質問と回答（FAQ）

[http://www.bnm.gov.my/documents/2016/faq\\_initiative\\_onshore\\_financial\\_market\\_v4.1.pdf](http://www.bnm.gov.my/documents/2016/faq_initiative_onshore_financial_market_v4.1.pdf)

### 【目次】

補足通達	p 2
よくある質問と回答（FAQ）	p 11

関係者各位

### 外国為替管理規則にかかる補足通達

#### ーマレーシア金融市場の発展に向けた取り組みー

マレーシア金融市場の発展を加速させ、金融の安定化を進める方策の一環として、マレーシア中央銀行はここに、外国為替管理規則にかかる諸施策を発表する。その狙いとするのは以下の通り。

- (a)外為リスク管理の一層強化。
- (b)貿易、投資にかかるリングgit決済の促進。ならびに、
- (c)オンショア金融市場の深化・流動性の拡大。

#### パートA - 外為リスク管理の一層強化

第2項 マレーシア中央銀行に登録した非居住者機関投資家は、リングgit建投資資産の25%を上限とする範囲内で、認可国内銀行もしくは指定海外事業所での実需確認なしに、リングgitの為替リスク管理をその目的として、以下の売買取引をすることが認められる。

- (a)リングgit建資産<sup>注1</sup>を原資とした為替予約を取消すこと。および、
- (b)リングgitの為替先物売買による、リングgit建資産に対する為替オーバーレイ・ヘッジ。

この詳細は付録1に記載してある。

<sup>注1</sup> リングgit建資産とは、非居住者機関投資家が以下に投資したものを指す。

RENTASと呼ばれる即時電子決済システム上で、リングgit建債務証券に投資したもの、マレーシア証券取引所上場株式、およびリングgit預金、または認可国内銀行が提供している預金性証券。

第3項 マレーシア中央銀行に登録している居住者機関投資家は、外貨建投資資産の25%を上限とする範囲内で、認可国内銀行での実需確認なしに、外為リスク管理をその目的として、以下の売買取引をすることが認められる。

(a)外貨建資産<sup>注2</sup>を原資とした為替予約を取消すこと。および

(b)リングットの為替先物売買による、外貨建資産原資に対する為替オーバーレイ・ヘッジ。

この詳細は付録1に記載してある。

<sup>注2</sup> 外貨建資産とは、居住者機関投資家が外貨建で以下に投資したものを指す。

外貨建債券、株式、および外貨預金、もしくは預金性証券。

第4項 居住者は対米ドルおよび対人民元で、認可国内銀行での実需確認なしで、一銀行あたり総額でネット・オープン・ポジションの上限6百万リングットまでの範囲内で、以下の売買取引をすることが認められる。

(a)外貨リスクをヘッジする。

(b)ヘッジ目的のポジションを解消する。

この詳細は付録2に記載してある。

第5項 本パート A および付録1の解釈上、「機関投資家」とは以下の組織・団体のことを指す。  
連邦政府、もしくは州政府、中央銀行、アセットマネージャー、ヘッジファンド、年金ファンド、保険会社、およびタカフル（イスラム保険）事業者。

## パートB - 貿易、投資にかかるリングット決済の促進

第6項 認可国内銀行が指定し、マレーシア中央銀行が承認した非居住者金融機関は、以下の取引を引き受けることが認められる。

(a)その目的が金融口座取引であることを確約した、非居住者とのリングット先物売買。

(b)非居住者が、帳簿管理上の目的でリングット決済口座を開設すること。もしくは、

(c)非居住者が居住者との間で

行う財・サービスの海外貿易決済に対するリングット建のトレードファイナンスの非居住者に対する提供。

この詳細は付録3に記載してある。

第7項 居住者間の財・サービスにかかる国内取引決済は全て、リングットのみで行うものとする。

## パートC - オンショア金融市場の深化・流動性の拡大

- 第8項 居住者輸出会社は、輸出品代金の外貨収入の最大25%までを保持することが認められる。輸出品代金の外貨収入の残額は、認可国内銀行でリングットに転換することが義務付けられる。**付録4**に参考例を記載してある。
- 第9項 現在保有する外貨口座、具体的には「外貨口座I」および「外貨口座II」としていたものを、それぞれ「貿易外貨口座」および「投資外貨口座」に読み替えることが義務付けられている。この両口座の原資と使途として認められるものの一覧は、**付録5**に記載してある。
- 第10項 国内リングット建借入をしていない居住者は、自己勘定、もしくは顧客の代理として、国内で外貨資産への投資が金額を問わず認められる。
- 第11項 国内リングット建借入金のある居住者企業は、海外投資および国内での外貨資産に対する投資を合計で、**付録5**に記載した通り、投資外貨口座を使って引き受けることが認められる。
- 第12項 国内リングット建借入金のある個人居住者、個人事業主、もしくは共同経営者は、海外投資および国内での外貨資産に対する投資を合計で、**付録5**に記載した通り引き受けることが認められる。

## パートD - 雑則

- 第13項 付録を含めた本補足通達は、マレーシア中央銀行がその権限のもとに発行するものである。当該権限を与える根拠となるものは以下の通り。
- 「2013年金融サービス法（FSA）」第214条(2)および同(5)、第261条および読解の上で付属文書14もこれに含む。ならびに、「2013年イスラム金融サービス法（IFSA）」第225条(2)および同(5)、第272条および読解の上で付属文書14もこれに含む。これらの条文は、FSAおよびIFSAの付属文書14に記載された取引に関連する規定である。
- 第14項 2013年6月28日発行、外国為替管理規則に係わる諸通達(以下、「2013年諸通達」と称する)に記載されている、以下のパートおよび項が変更されている。

(a) 「通達1」のパートAおよびパートB。

(b)「通達3」の第1項、第3項(b)、第4項(1)(b)、第4項(3)、および第5項。

(c)「通達4」の第4項(1)(c)およびパートF。

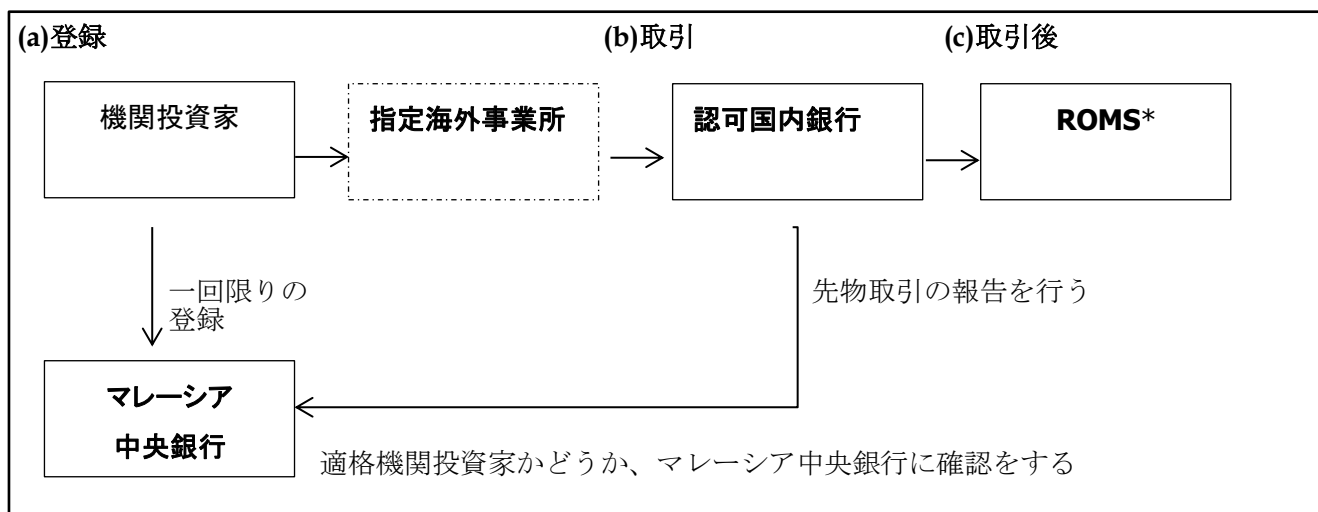
第15項 付録を含めた本補足通達は**2016年12月5日発効**とし、2013年諸通達と併せて読解を要するものとする。本補足通達と2013年諸通達の間は何らかの齟齬がある場合は、本補足通達がその齟齬に関する限り優先するものとする。

以上

## 付録I

### パートA - 外為リスク管理の一層強化(第2項および第3項)

#### 1. プロセスフロー



\* リンギット操作モニタリングシステム (Ringgit Operations Monitoring System) の略

#### (a) 登録

- 機関投資家は、先物為替市場参加申請書をマレーシア中央銀行に提出して一回限りの登録をすることが義務付けられている。この書式はマレーシア中央銀行のウェブサイト上 ([www.bnm.gov.my](http://www.bnm.gov.my)) で入手することができる。
- マレーシア中央銀行は、登録を受け次第、機関投資家に書面にて通知するものとする。

#### (b) 取引

- 登録済み機関投資家は、先物取引の際にいずれの認可国内銀行もしくは指定海外事業所と関与しても構わない。

- 認可国内銀行は、当該取引に入るに先立ち、機関投資家の登録状況をマレーシア中央銀行に確認することが義務付けられている。

### (c) 取引後

- 認可国内銀行は、マレーシア中央銀行に対して、ROMSを使用して全ての先物取引を報告するものとする。

## 2. 参考例

- あるファンドマネージャーがマレーシア国債1億リングットを保有している。同ファンドマネージャーは先物取引の引き受けが認められる。即ち、リングットの先物売買を、2,500万リングットを上限に行うことができる。

ポジション/日	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	T+6
フォワード	-20	+10	-15	+25	-20	+35
ネット・フォワード・ポジション	-20	-10	-25	0	-20	+15

## 付録2

### パートA -外為リスク管理の一層強化(第4項)

#### 1. プロセス

- 居住者顧客はいずれの先物予約をする場合であっても、それに先立ち認可国内銀行に書面にて一回限定の宣誓を行い、行う取引は金融口座取引もしくは決済口座取引であるのは間違いないことを確約するものとする。

#### 2. ネット・オープン・ポジション (NOP) の計算

- NOPの制限値の計算は、対米ドルおよび対人民元の両方の為替取引の合計額について、一顧客、一認可国内銀行につき、いずれの一回分についてもリングット建のネット・ポジション（未決済持ち高想定額）をもとに計算するものとする。

### 3. 参考例

- 当該顧客の当初NOPがゼロであるとの想定に基づく2例を以下に示す。

例1 (実需確認がなくてもできる取引)	例2 (実需確認がなければ取引は認められないもの、国内銀行が通常のデュー・デリジェンスを行う場合は引き受け可能。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 午前8:00 顧客が600万リンギット買為替予約 NOP = 600万リンギット買いポジション</li> <li>• 午前10:00 顧客が800万リンギット売為替予約 NOP= 200万リンギット売りポジション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 午前8:00 顧客が1,000万リンギット買為替予約</li> <li>• 午前10:00 顧客が900万リンギット売為替予約</li> </ul>

### 付録3

#### パートB -貿易、投資にかかるリンギット決済の促進(第6項)

#### プロセス

- 非居住者金融機関は、非居住者との以下の取引を引き受けることができるが、そうするためには認可国内銀行が非居住者金融機関を指定する旨を、マレーシア中央銀行に申請したうえで、書面での承認を取らなければならない。

	認可国内銀行の グループではない金融機関	認可国内銀行の グループ各社
金融口座取引のためであるとの確約をもとにした、リンギットの先物売買。	✓	-
帳簿管理上の目的でリンギット決済口座を開設すること。	✓	✓
居住者との財・サービスの貿易決済のために、リンギット建トレードファイナンスを提供すること。	✓	✓

\*✓印がついているものは、マレーシア中央銀行の事前承認を要する。

## 付録4

### パートC - オンショア金融市場の深化・流動性の拡大(第8項)

#### 1. プロセス

- 認可国内銀行は、居住者が財の輸出代金の外貨収入を、最大25%まで貿易外貨口座に保持することを推進するよう求められている。こういった輸出代金の残額はリングットに転換することが義務付けられている。

#### 2. 参考例

- 居住者企業のXYZ社には、2017年1月1日に商品輸出代金1億米ドルが入金される予定である。同社は貿易外貨口座およびリングット口座を、認可国内銀行であるA銀行に保有している。

#### 2017年1月1日

1億米ドルの輸出代金の入金に対し、XYZ社は上限金額である輸出代金の25%を外貨で保持する。A銀行は直ちに以下を行う。

	貿易外貨口座 (単位： 100万米ドル)	リングット口座 (単位： 100万リングット)
(a)輸出代金を外貨で保持する	25	
(b)輸出代金をリングットに転換する		300 <sup>注3</sup>

注3 対米ドル変換レートを1米ドル=4リングットと想定



付録5

パートC - オンショア金融市場の深化・流動性の拡大(第9項、第11項、および第12項)

貿易外貨口座および投資外貨口座へ入金される原資、およびその用途

1. 居住者企業

	貿易外貨口座	投資外貨口座
原資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貨物輸出の代金受領後直ちに、最大その25%の金額を入金できる。</li> <li>● 最長6か月の外貨支払い実需に基づくリングット売・外貨買</li> <li>● 他の外貨資金。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨を原資とするものは金額無制限。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貨物輸出以外の国外からの外貨入金。</li> <li>✓ 外貨建借入以外の、非居住者からの入金。</li> <li>✓ 直接海外投資のために認可国内銀行から調達した外貨借入金。</li> </ul> </li> <li>● 以下の当該金額まで <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非居住者からの承認された外貨借入。</li> <li>✓ マレーシア証券取引所へのIPO代わり金。</li> </ul> </li> <li>● 一暦年一企業グループにつき総額5,000万リングット相当額<sup>注4</sup>を上限とした、以下の入金。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ リングットから転換した外貨。</li> <li>✓ 直接海外投資以外の目的のために、認可国内銀行から調達した外貨。</li> <li>✓ 金融資産交換。</li> <li>✓ 貿易外貨口座からの振り替え。</li> </ul> </li> </ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨債務 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入代金を決済するため。</li> <li>✓ 外貨借入の返済のため。</li> </ul> </li> <li>● 投資限度内での、投資外貨口座への振り替え。</li> <li>● 他の国際取引のため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 用途に制限なし。</li> </ul>

注4 国内リングット借入のある居住者企業だけに適用可能。

付録5

2. 居住者個人、個人事業主、もしくは共同経営者

	貿易外貨口座	投資外貨口座
原資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貨物輸出の代金受領後直ちに、最大その25%の金額を入金できる。</li> <li>● 最長6か月の外貨支払い実需に基づくリングgit売・外貨買</li> <li>● 他の外貨資金。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨を原資とするものであれば金額無制限。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 貨物輸出の以外の国外からの入金。</li> <li>✓ 外貨建借入以外の、非居住者からの入金。</li> </ul> </li> <li>● 認可国内銀行もしくは非居住者からの最大1,000万リングgit同等額の外貨借入金。</li> <li>● 以下の資金を利用した、一暦年につき総額で100万リングgit<sup>注5</sup>同等額。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ リングgitから転換した外貨。</li> <li>✓ 金融資産交換。</li> <li>✓ 貿易外貨口座からの振り替え。</li> </ul> </li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨債務 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸入代金を決済するため。</li> <li>✓ 外貨借入の返済のため。</li> </ul> </li> <li>● 投資限度内の、投資外貨口座への振り替え。</li> <li>● 他の国際取引のため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使途に制限なし。</li> </ul>

注5 国内リングgit借入のある居住者個人、個人事業主、もしくは共同経営者だけに適用可能。

よくある質問と回答 (FAQ) : 和訳 (仮訳)

よくある質問と回答

2017年1月18日現在

質問	回答
<b>機関投資家にとってどれだけ柔軟性のあるヘッジ手段か</b>	
1 ダイナミックヘッジができる対象者は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>マレーシア中銀に登録済みの居住者および非居住者機関投資家。ただし、非居住者銀行および非居住者証券会社は対象外。</li> </ul>
2 登録投資家リストに加わるには？	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家が現在登録されていない場合は、マレーシア中銀に一回限定の登録をすることが必要。</li> </ul>
3 登録投資家リストは公表されているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表の予定はない。投資家が先物取引資格のある適格投資家か否かを知るには、当該国内銀行がマレーシア中銀に問い合わせをするしかない。</li> </ul>
4 外国為替リスク管理上認められているヘッジ手段は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>認められるヘッジ手段は、外貨/リンギットの通貨ペア間での為替先物売買を含む、国内市場での先物取引である。</li> </ul>
5 ダイナミックヘッジができるリンギット資産にはどんなものがあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>リンギット建金融資産には国内銀行への預金が含まれている。株式および預金については、投資家は自己の株式保有状況、もしくは、預金残高を証券保管銀行の確認作業を経て、マレーシア中銀に開示する必要がある。</li> </ul>
6 投資家が国内先物取引をするには標準契約を結ぶ必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内先物取引をするにあたり、いかなる標準契約を結ぶことも前提条件とはなっていない。しかし、投資家は自己の利益を守るために、なんらかの標準契約を結ぶか、もしくは長文形式の確認書を取り交わすことが推奨されている。</li> </ul>
7 万一、投資家が25%の制限値規則を破った場合はどうなるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家は、先物取引ポジションが25%になるまで解消することが必要となる。マレーシア中銀は、投資家はそのフォワードポジションの解消ができなかった場合に、投資家としての適格要件を見直す権利がある。</li> </ul>
8 投資家は先物取引を米ドルでネットティングできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。決済はグロスでもネットでもよいし、外貨でもリンギットでも構わない。</li> </ul>
9 投資家は25%を超えてヘッジすることは可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能である。投資家は自己の投資を完全にヘッジすることが認められている。しかし、実需確認なしのヘッジはリンギット建資産最大25%（非居住者機関投資家の場合）、外貨建資産最大25%（居住者機関投資家の場合）までに限定されており、それを超えてヘッジをする場合は、金額を問わず、外為管理規則（FEA）の通達1の対象となる。</li> </ul>
10 25%制限値の計算方法は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家の名目原資産およびヘッジ金額に適用される制限値は、ネットポジションをもとに計算するものとする。</li> </ul>
11 非居住者としてダイナミック・ヘッジができる対象者は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>(例：1億リンギット相当額のリンギット建資産を有する投資家はネットで2,500万リンギットを上限に、買い/売りフォワードポジションを持つことができる。)</li> <li>下記例を参照されたい。 ABCアセットマネジメント社は1億リンギットのマレーシア国債を保有している。以下に同社が自己外為リスクをヘッジするための策を示す。</li> </ul>

		ヘッジの相手先	ダイナミックヘッジ (上限は25%もしくは 2,500万リンギット) 実需確認の必要なし	25%を超えるリ ンギット建投資 実需確認要
		認可国内銀行	マレーシア中銀に一回限 定の登録をするのが条件	✓
		指定海外事業所 <sup>注1</sup>	マレーシア中銀に一回限 定の登録をするのが条件	✓
		指定非居住者金融 機関 <sup>注2</sup>	マレーシア中銀の指定について承認に 応じて	

注1 指定海外事業所とは、海外親会社、子会社、姉妹会社、認可国内銀行の銀行グループの本支店のことを指すが、認可国際イスラム銀行は除外する。

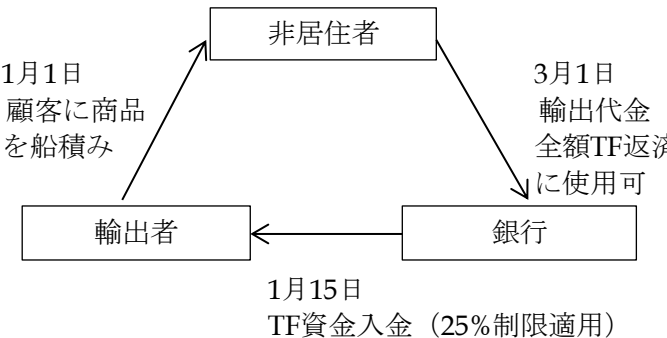
注2 指定非居住者金融機関とは、マレーシア中銀が指定海外事業所の枠組制度に参加を認めている国内銀行の銀行グループ以外の、非居住者金融機関を指す。

**実需確認の要らないヘッジ手段**

12 居住者機関投資家は1銀行につきネット・オープン・ポジション(NOP)の上限値600万リンギットまでヘッジ手段を講じることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。居住者機関投資家ができるのは、ダイナミックヘッジの他に600万リンギットを上限としたヘッジである。ただし、当該外為取引はヘッジ目的であると一回限定で宣誓を行うことが条件である。</li> </ul>
13 為替ヘッジの上限600万リンギットはどう計算しているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>600万リンギットの計算は、一顧客一銀行毎にどの取引一回でも、ネットのリンギット・ポジション(想定額)の未決済残高に基づいて行う。</li> </ul> <p><u>例</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>居住者が600万リンギットの前物買い。[NOP = 600万リンギット]それに続き800万リンギットを先物売り。 [NOP = 200万] (制限範囲内なので認められる)</li> <li>居住者が800万リンギットの前物買い[NOP = 800万リンギット]それに続き200万リンギットの前物売り。 [NOP = 600万リンギット] ただし本件は実需確認書類の提供を含めた、国内銀行が行う通常のデュー・デリジェンスを受けることが条件となる。</li> </ol>
14 居住者がこの柔軟なヘッジ手段のメリットを享受するにはどんな前提条件があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住者は、当該外為取引はヘッジ目的であることを一回限定で宣誓しさえすればよい。</li> <li>柔軟性があるため、居住者は、すでに結んだ先物予約の取消および解消も可能。</li> </ul>
15 居住者は600万リンギットを超える額についてもヘッジすることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。600万リンギットを超えてヘッジするには、国内銀行による通常のデュー・デリジェンスが適用される。</li> </ul>
16 居住者は書類確認なしで外為先物予約を取消することはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。ただし、取消を引き受けるのが同一銀行であること、ならびにこの融通性を利かせて予約したネットリンギットポジションがどの取引一回でも600万リンギットを超えないことが条件となる。</li> </ul>

17	現行のデュー・デリジェンス、即ちそのプロセスの下で銀行が外為取引を円滑に進めることが認められているものと、新たな外為規則の間にはどんな違いがあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新外為規則の下で、国内銀行は一回限定の宣誓に基づき外為取引を進めることができる。ただし、当該取引を具体的な数値条件の下で引受けた場合に限る。</li> <li>● 具体的な数値条件を満たさない取引については、銀行は本人確認に基づき当該取引を引き続き進めることができる。この本人確認手続きには定期的に書類を目視で確認するという内容が含まれている。</li> </ul>
18	居住者は、輸入取引や外貨建借入金を本外為規制の下でヘッジできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる。600万リンギットまで、かつ6ヵ月を超えない輸入取引と外貨建借入金が対象である。</li> </ul>
19	居住者は、6ヵ月以上の外貨売却のための為替予約を行うことができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる。契約（含む見込取引）に基づく為替予約については期間制限はない。</li> </ul>
20	居住者は、6ヵ月以上の外貨購入のための為替予約を行うことができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入決済および外貨建借入返済のための為替予約は6ヵ月を超えることはできない。</li> <li>● 投資目的のものについては、健全と認められる範囲内で可能。</li> <li>● その他目的のものについては、原契約期間に基づく範囲内で可能。</li> </ul>
21	居住者は、6ヵ月以上の為替予約（輸入債務・外貨借入）の更新はできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる。輸入債務の支払遅延、外貨借入返済の延滞に限り可能。</li> </ul>
22	実需を超える為替予約のキャンセルは必要か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要である。</li> </ul>
<b>指定海外事業所</b>		
23	居住者は指定海外事業所を通じてリンギット買いができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規則に柔軟性を持たせているのは、非居住者が国内銀行を利用し易くするためであり、対象は非居住者のみである。居住者は引き続き直接、国内銀行を利用すればよい。</li> </ul>
24	非居住者は指定海外事業所からリンギットを調達してリンギット建借入金の返済に充てることはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる。いずれの金融口座取引も含め、確約をすることで可能である。</li> </ul>
25	非居住者は指定海外事業所からリンギット建トレードファイナンスの提供を受けられるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受けられる。非居住者は指定海外事業所からリンギット建トレードファイナンスの提供を受けて、居住者との貿易代金の決済に充てることができる。</li> </ul>
26	指定海外事業所は、リンギット両替レートを公表し、マージンを乗せることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定海外事業所はリンギットの両替レートを公表し、当該国内銀行が同意したマージンを乗せることができる。</li> </ul>
27	国内銀行は、自己の銀行グループに属さない非居住者金融機関をどうやって指定海外事業所として指定するか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内銀行はマレーシア中央銀行に申請する必要がある。</li> </ul>
<b>輸出代金および外貨口座</b>		
28	輸出者は、海外の銀行に外貨を預けることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公開された本件為替管理制度においては、輸出者は輸出売上の全額を国内銀行口座に受領・預入しなければならない。<sup>1</sup></li> </ul>

<sup>1</sup> 国内銀行とは2013年金融サービス法に基づく認可銀行および認可投資銀行を指す。または2013年イスラム金融サービス法に基づく認可イスラム銀行のことを指す。

29 本措置により既存の輸出代金と外貨残高にどんな影響が出るか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本新規則は既存の外貨残高収支には適用されない。2016年12月5日以降に受領した輸出代金が対象となる。</li> </ul>
30 輸出代金の25%までを外貨保持できるが、それをどうやって計算するのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出代金の受領毎にその25%を計算するものとする。</li> </ul>
31 輸出貿易ファイナンス (TF) は、25%までの制限の対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 25%の制限の対象となる。貿易ファイナンス実行時資金引き出し時に計算される。</li> <li>● 返済は全額輸出受取代金で対応可能。</li> </ul>  <pre> graph TD     A[輸出者] -- "1月1日 顧客に商品を船積み" --&gt; B[非居住者]     B -- "3月1日 輸出代金全額TF返済に使用可" --&gt; C[銀行]     C -- "1月15日 TF資金入金 (25%制限適用)" --&gt; A   </pre>
32 サービスの輸出代金も本件の対象となるのか？ 33 三角貿易 <sup>2</sup> も本件の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貨物物品の輸出代金のみが本件の適用対象である。</li> <li>✓ 物品の輸出とは物品が陸上、海上、航空輸送でマレーシアから国外に移動、輸送されることを指す。</li> <li>● 以下は本件の対象とならない。</li> <li>(a) サービスの輸出代金、三角貿易を含む。</li> <li>● マレーシア政府と外国政府の合意に基づく貿易。</li> </ul>
34 輸出代金の残りの75%の両替はスポットのみ可か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出代金の残りの75%の両替はスポットまたは為替予約の利用が可能である。</li> </ul>
35 為替予約期日前に得た輸出代金は25%制限によるリングット転の対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出者は、為替予約期日まで、輸出代金をTrace FCAで保有可能である。</li> </ul>
36 輸出者は保有外貨が外貨建債務に対して不足している場合、保有するリングットを外貨に両替することが許されるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 許される。輸入決済や外貨建借入返済債務のための保有外貨に加え、居住者（輸出者を含む）は6か月分の輸入決済額の6か月分と外貨建借入返済債務の額までリングットを外貨に両替できる。</li> </ul>
37 輸出者は輸出代金をリングット転したレートと同じレートで外貨に両替できるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できる。輸出者は輸出代金の同じレートでの再両替を以下について行うことができる。</li> <li>(a) 6か月分の輸入決済債務・外貨建借入返済</li> <li>(b) 既存の国際取引</li> <li>(c) 2017年3月31日まで認められた居住者間の国内外貨建決済</li> </ul>
38 外貨建売上代金収入を保持しておける期間に限度があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨建売上代金収入の保持期間に期限はない。</li> </ul>
39 保持している外貨資金の用途に制限はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保持している外貨は、輸入決済品の代金決済、外貨建借入金の返済、その他の国際的な取引に充てることができる。（例. 配当金支払または家族の生活費の送金）</li> </ul>

<sup>2</sup> 三角貿易とは、マレーシア国内を経由せず、外国間で物品が非居住者に販売されるものを指す。



40 外貨口座IおよびIIはまだ使えるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>方針の再編成により、従来の外貨口座IおよびIIはそれぞれ、貿易外貨口座および投資外貨口座に読み替えるものとし、それぞれの資金用途は以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 貿易外貨口座の資金は、輸入決済、外貨建借入金返済および既存の国際取引のためにしか使えないものとする。ならびに、</li> <li>(ii) 投資外貨口座は投資、ならびに輸入決済および借入金返済を含む他の目的にも使えるものとする。</li> </ul> </li> </ul>
41 居住者は引続きグループ会社（居住者）または直接親会社（居住者）からの外貨借入が可能か？ 42 居住者は居住者グループ間でのプーリングへの参加が認められるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能。外貨建借入・貸付は貿易外貨口座または投資外貨口座から送金、受取は貿易外貨口座に入金</li> </ul>
43 居住者企業が国内・国外で外貨資産に投資する場合、投資外貨口座を持っている必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>その通り。持っていないなければならない。</li> </ul>
44 輸入者は2016年12月5日に先立ち約定した取引について、6ヶ月を超える先物為替予約を解消する必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年12月5日より前に約定した取引には、本要件は適用されない。</li> </ul>
45 輸出者は現在の外貨建資金をFCAIIからどの口座に移動させるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の残高は、投資外貨口座または貿易外貨口座に移動させる。</li> </ul>
46 輸出代金のない企業はリングットを外貨に両替して輸入決済および借入金の返済に充てることはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。当該企業は最長で6ヶ月先の輸入決済および借入金返済のために外貨転換することができる。</li> </ul>
47 本件(外貨保有制限)は居住者個人、個人事業主、合名会社に適用されるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用される。</li> </ul>
48 居住者は、海外での教育、雇用目的でリングットを外貨に両替することができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。</li> </ul>
49 居住者輸出者は外貨資金を貿易外貨口座から投資外貨口座へ、またはその逆へ振替えることが認められているか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>貿易外貨口座から投資外貨口座への振替は、投資制限の範囲内であることが条件となる。</li> <li>投資外貨口座から貿易外貨口座への振替は認められている。</li> <li>以上に加え、同種のFCA間での振替は認められる（Trade FCA間、Investment FCA間）</li> </ul>
50 居住者輸出者は一番有利な両替レートを提示する銀行を選んで両替をすることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>できる。居住者輸出者はいずれの国内銀行でも、スポットもしくは先物で為替予約することができる。</li> </ul>
51 本新規制により輸出者はどのようなインセンティブを得られるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出者は以下のインセンティブを付与される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 輸出で得たリングット両替分へのSDFでの付利。</li> <li>(b) 為替予約のキャンセルと洗替の柔軟性。</li> </ul> </li> </ul>

居住者輸出者を対象とした特別預金ファシリティ（SDF口座）	
52 特別預金ファシリティ（SDF口座）を持つ資格を有する者は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住者輸出者にはSDF口座が提供されるが、ここにはリングット転した外貨建輸出代金が入金される。</li> </ul>
53 SDF口座はどこで開設できるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての認可国内銀行は、外貨をリングットに転換したときに、SDF口座を居住者輸出者に提供しなければならない。</li> <li>● 輸出者は本SDF口座について打診する際は、これまでの付き合いのある銀行に接触してもいいし、新規の銀行相手にそうしてもよい。</li> </ul>
54 SDF口座はどのように稼働できるのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨建輸出代金を受領後直ちに、それをリングット転する際に銀行はSDF口座を提供するものとする。</li> <li>● 居住者輸出者は、リングット建収入をSDF口座に入金するか、または他の目的に使うかを、決めることができる。</li> </ul>
55 SDF口座は何を提供するか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SDF口座には年率3.25%に応じた日歩が、日次残高に対して付利される。</li> </ul>
56 利率はどの銀行も皆同じか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● どの銀行でも全て、SDF口座には年率3.25%を日次計算で付利される。</li> </ul>
57 外貨からリングット転した収入をどれだけSDF口座に入金できるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住者輸出者は、輸出代金をリングット転したものを全額でも一部でも入金することができる。</li> </ul>
58 SDF口座から資金を引き出すことはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居住者輸出者は、SDF口座から自由に資金を引き出して様々な目的に使うことができるが、他の銀行のSDF口座に入金することだけはできない。</li> </ul>
59 他のどんな原資でもSDF口座に入金することができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● できない。SDF口座へ入金できる資金は、輸出代金をリングット転したものに制限されている。</li> <li>● 引き出しに際しては、残高のみに年利3.25%を日次計算で付利される。</li> <li>● 輸出者は一度SDF口座から引き出した資金を使って再度SDF口座に入金することはできない。</li> </ul>
60 輸出者は25%の外貨輸出代金をリングット転の上、SDFに入金可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原資が輸出代金であれば全額SDFへの入金可能。</li> </ul>
61 輸出者は外貨輸出代金を全額SDFに入金可能か？	
62 外貨をリングット転した輸出代金SDFに入金可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原資が輸出代金であることが確認できれば入金可能。</li> </ul>
63 輸出者はA銀行で両替した輸出代金を他行のSDFに入金可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不可。A銀行のSDFはA銀行で両替した輸出代金のみ入金可能。通常口座からSDFへの入金は不可。</li> <li>● A銀行とB銀行はその他原資に基づくリングットはSDF口座に入金してはいけないことを認識する必要がある</li> </ul>
64 輸出者は通常口座よりSDFへの入金は可能か？(例：A銀行の通常口座からA銀行のSDF口座若しくはB銀行のSDF口座へ振り替えられるか)	
65 SDF口座の提供はいつまで続くか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SDF口座の提供は最長1年、2017年12月31日までとする。</li> </ul>



<b>居住者間での外貨建決済</b>	
66 輸出者は別の居住者に外貨建で支払をすることはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 居住者間の財・サービスに対するいかなる決済も、リングィット建でしかできない。</li> <li>• 上記の定めにもかかわらず、2016年12月5日より前に初回契約を居住者間で交わしていた場合は、2017年3月31日まで、外貨での決済および受領を継続することができるが、ただし当該支払が以下の条件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 輸出者が輸出代金を使って支払う場合。</li> <li>(ii) 中央銀行が承認した場合。</li> </ul> </li> <li>• 支払側の貿易外貨口座もしくは投資外貨口座から支払をしても構わない。</li> <li>• 受取側は、外貨建入金を貿易外貨口座に全額外貨のまま保持しても構わない。</li> <li>• この柔軟性を持たせた理由は、居住者が新規則に従って既存の契約について再度交渉できるようにするためである。</li> </ul>
67 居住者間支払における外貨建インボイスは可能か？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• イスラエル通貨を除く外貨建のインボイスは制限なし。但し、居住者間における貿易・サービスの全ての決済はリングィット建のみ。</li> </ul>
<b>外貨資産への投資</b>	
68 現在の外貨建資産が5,000万リングィットを超えている場合に、追加で外貨建て資産に投資をする際には居住者投資家はマレーシア中央銀行の承認を得る必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ある。2016年12月5日から、外貨資産にさらに投資をする場合は申請を出して、承認を得ること。</li> </ul>
69 短期の外貨預金運用は、外貨建の投資資産とみなされるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• みなされる。</li> </ul>
70 国内リングィット借入金のない居住者は投資制限の対象となるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内リングィット借入金のない居住者は、引き続き国内および海外で外貨資産に投資するのは自由なため、制限対象とはならない。</li> </ul>
71 国内リングィット借入金のある居住者の総投資限度額はどのように計算するか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内および海外での外貨資産への投資総額を基にして、投資制限額を計算することになっている。</li> </ul>
72 居住者が投資収入から上がった収益を入金できる口座はどれか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外貨資産の売却益を含めた投資収入は、投資外貨口座に入金することができる。</li> <li>• いかなる外貨不足でも、それに対応するために投資外貨口座から資金を貿易外貨口座に振り替えることができる。</li> </ul>
73 居住者は他の海外投資活動のために海外投資収入を使うことはできるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 居住者は海外から受領した投資収入を、どんな目的で使用しても構わない。</li> </ul>
74 非居住者株主に支払われる配当には何らかの制限があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 制限は一切なし。</li> </ul>
75 居住者企業はリングィットを直接外貨に転換して、外貨資産投資に充てることができるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 居住者企業はリングィットを外貨に転換して投資外貨口座に投資制限額まで入金した上で、外貨資産投資に充当する</li> </ul>

(関連レポート)

AREA Report 453 「マレーシア：為替管理制度変更～輸出代金のリンギットへの両替義務、国内取引リンギット使用義務化など～」2016年12月6日

<http://www.bk.mufg.jp/report/insasean/AW20161206.pdf>

AREA Report 454 「マレーシア：為替管理制度変更（続報）」2016年12月9日

<http://www.bk.mufg.jp/report/insasean/AW20161209A.pdf>

レポート作成： 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 情報室  
北村 広明  
hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。